

居住安定援助計画認定申請に係る提出書類 一覧

★必須提出

	提出書類	システムで 出力されるもの	システムで 出力されないもの	事前相談時の 提出書類	備考
1	別記様式第2号	○			
2	別紙	○		○	
3	欠格条項に該当しない旨の誓約書	○			
4	省令第10条第1号(構造及び設備の基準)に適合する旨の誓約書				
5	基本方針に照らして適切である旨の誓約書				
6	居住安定援助の内容の概要図		○	○	
7	住宅の規模及び設備等	○		○	住宅の種別(一般住宅(別添5)/共同居住型賃貸住宅(別添6))に応じていずれかまたは両方を提出
8	居住安定援助賃貸住宅の規模及び設備の概要を表示した間取図		○	○	住戸タイプごとに提出

★該当する場合に提出

	提出書類	システムで 出力されるもの		事前相談時の 提出書類	備考												
○居住安定援助賃貸住宅事業を行う者に関するもの																	
9	役員名簿	○		○	別添1～4のうち、該当するものを提出※申請者が個人で成人or代理人が個人の場合には不要 <table><tr><td></td><td></td><td>申請者が個人の場合</td></tr><tr><td></td><td>申請者が法人の場合</td><td>申請者が未成年かつ法定代理人が法人の場合</td></tr><tr><td>賃貸人</td><td>別添1</td><td>別添2</td></tr><tr><td>援助実施者</td><td>別添3</td><td>別添4</td></tr></table>			申請者が個人の場合		申請者が法人の場合	申請者が未成年かつ法定代理人が法人の場合	賃貸人	別添1	別添2	援助実施者	別添3	別添4
		申請者が個人の場合															
	申請者が法人の場合	申請者が未成年かつ法定代理人が法人の場合															
賃貸人	別添1	別添2															
援助実施者	別添3	別添4															
○居住サポートに関するもの																	
10	委託契約書		○	○	居住サポートを委託して行う場合												
11	居住サポートと同様の一般向けサービスの利用料がわかるもの		○	○	居住サポートと同様の一般向けサービスを提供している場合												
12	安否確認機器の概要がわかるもの		○	○	居住サポートのうち、安否確認を機器を用いて行う場合												
13	民間事業者等との同意書等(打合せの議事録など)		○	○	居住サポートのうち、福祉サービスのつなぎにおいて民間事業者等へつなぐことを想定している場合												
○居住サポート住宅の規模等に関するもの																	
14	S56.6以降に着工したことが分かるもの(検査済証、建築確認台帳記載事項証明書など)		○	○	・1～3階建てでS57.6以降に竣工 ・4～9階建てでS58.6以降に竣工												
15	新耐震基準等を満たしていることが確認できるもの(耐震診断報告書や耐震改修報告書など)		○	○	・10～20階建てでS60.6以降に竣工 上記に該当しない場合は、14又は15のいずれかを提出												
16	工事の計画概要を記載したもの		○	○	認定後に耐震改修工事を行う予定の場合												
17	人の居住の用に供したことがわかるもの(入居契約書など)		○	○	竣工年又は着工年から申請時点まで1年経過していないが、既存住宅と申告している場合												
18	各階平面図		○	○	共同利用設備等がある場合												
19	求積図又は面積表などの各居室と共同利用部分の面積の算出根拠が分かるもの		○	○	シェアハウスの場合												